

○山武市浄水器設置費補助金交付要綱

平成23年3月25日告示第37号
改正
平成23年11月29日告示第158号
平成24年9月20日告示第109号
令和3年1月20日告示第4号
令和3年8月31日告示第144号
令和7年3月4日告示第9号

山武市浄水器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地下水の汚染が確認された区域の市民の健康を保持するため、浄水器を購入し、及び設置する者に対し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、山武市浄水器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定物質 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1及び水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち別表に掲げる項目並びに有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）のことをいう。
- (2) 地下水汚染 市内の飲料水として使用している井戸の水質について、別表に基づき検査した結果、各項目がその基準値又は暫定指針値（以下「基準値等」という。）を超過して検出されることをいう。
- (3) 飲料水 地下水で日常生活において炊事のために利用し、又は飲み水として使用するものをいう。
- (4) 住宅等 市内の居宅又は事業所として使用している建築物のことをいう。
- (5) 浄水器 次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 地下水汚染が確認されている飲料水を供給する給水管に接続できること。
 - イ 汚染が確認された指定物質について別表の基準値等に適合する浄水能力があること又は80パーセント以上除去する能力があるものであること。
 - ウ 浄水能力が1時間当たり5リットル以上であること。
 - エ 通常の使用方法における耐用年数が5年以上であること。
 - オ 製造者による本体保証期間が1年以上であること。
- (6) 補助事業 浄水器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の

全部又は一部を補助することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者をいう。

- (1) 指定物質による地下水汚染が確認された住宅等において使用するために浄水器を購入及び設置し、かつ、補助金の実績報告を行う日において、当該住宅等に居住又は住宅等を有し若しくは借り受け又は当該住宅において事業を実施していること。
- (2) 補助対象設備として浄水器を設置する住宅等を第三者が所有している場合は、全ての所有者又は共有者から浄水器の設置についての同意を得ていること。
- (3) 指定物質による地下水汚染が確認された住宅等の敷地に隣接する道路の隣接範囲に上水道の配水管が布設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であること。ただし、隣接する道路以外から容易に上水道の配水管を引くことができる場合は、対象外とする。
- (4) 住民の場合は世帯全員、事業者の場合は法人が、本市の市税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助事業により補助する金額（以下、「補助金の額」という。）は、第2条第6号の費用の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯全員が次の各号のいずれかに該当する者に対する補助金の額は、第2条第6号の費用の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 山武市税条例（平成18年山武市条例第53号）第24条第1項第2号に規定する者及び同条第2項に規定する均等割を課されない者
- (3) 山武市税条例第51条第1項第2号の規定により市民税を減免されるもののうち市民税の免除を受けている者

(補助基数)

第5条 補助事業により補助の対象となる浄水器の基数は、1世帯又は1事業所当たり1基を限度とする。ただし、一の住居において2世帯以上の世帯が居住し、厨房を共用している場合は1世帯とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、一の敷地内に1世帯が2以上の住居に居住する場合の補助の対象となる浄水器の基数は、住居の数ごとにそれぞれ1基を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、山武市浄水器設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認をすることができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請時において6か月以内に実施した飲料水に係る水質検査報告書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）又は保健所等の公共機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し
- (2) 浄水器の購入及び設置に係る内訳が記載された見積書の写し
- (3) 浄水器のカタログ又はその写し（浄水能力が分かるもの）
- (4) 納税証明書その他市税等の滞納がないことを証明する書類
- (5) 第4条第2項各号に該当する者である時は、それを証する書類
- (6) 法人にあつては、登記事項証明書
- (7) 住宅等の全ての所有者の同意を証する書面（住宅等を第三者が所有している場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 令和6年11月22日以降において実施した水質検査によりPFOS及びPFOAによる地下水汚染が確認された住宅等に係る交付申請については、交付決定前に行った浄水器の購入及び設置（検査後に購入及び設置した浄水器に限る。）を補助対象とすることができる。ただし、この場合においては、浄水器の購入及び設置をした日の属する年度の3月31日までに交付申請を行うものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、規則第4条の規定によりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山武市浄水器設置費補助金交付決定・不交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更の承認申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、決定に係る申請事項を変更しようとするときは、山武市浄水器設置費補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に変更事項を証する書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付決定の変更承認の可否を決定し、山武市浄水器設置費補助金交付決定変更承認・不承認通知書（別記第4号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、浄水器を購入及び設置したときは、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、山武市浄水器設置費補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄水器の設置の状況が確認できる写真
- (2) 浄水器の購入及び設置に係る領収証（書）の写し
- (3) 浄水器の本体保証期間が1年以上あることが確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により交付申請する場合の実績報告は、交付申請

書に前項に規定する書類を添付することにより行ったものとみなす。

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山武市浄水器設置費補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助決定者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により交付申請する場合の額の確定は、第7条の規定による交付の可否の決定により、交付すべき額の確定の通知は同条の交付決定通知書の通知により行ったものとみなす。

(交付請求)

第11条 補助対象者は、規則第16条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、山武市浄水器設置費補助金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付の特例)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山武市浄水器設置費補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定等の取消等)

第13条 市長は、補助決定者等が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は変更承認を受けたと認められるときは、その決定又は承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定又は変更の承認を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の再交付申請)

第14条 この要綱における補助金の交付を受けた者は、第7条の規定による交付の決定を受けた日から5年を経過する日までの間は、第6条の規定による補助金の交付申請をすることができない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行し、令和6年11月22日から適用する。

別表（第2条関係）

項目	分析方法	基準値（暫定指針値）
PFOS及びPFOA	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号）付表1に定める方法、又は水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）に定める方法	50ng/L
砒素	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法又は水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法	0.01mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下
亜硝酸態窒素		0.04mg/L
ナトリウム及びその化合物		ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
塩化物イオン		200mg/L以下